## 令和4年福島県沖地震に伴う健康保険法及び厚生年金保険法における 標準報酬月額の定時決定の取扱いに係る特例措置について

標記の件に関しまして、厚生労働省より事務連絡が発出されましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

## 1 概要

令和4年4月~6月の3ヶ月間に受けた報酬の月平均額から算出した標準報酬月額と、令和3年7月~令和4年6月までの間に受けた報酬の月平均額(報酬の支払いの基礎となった日数が17日未満である月は除く)との間に2等級以上の差を生じ、その差が令和4年福島県沖地震の影響(復興業務等に従事)により報酬が一時的に変動し、令和4年8月には従前の支払額の水準に戻った場合に限り、特例的に保険者算定の対象になります。

## 2 対象者

業種や職種、事業所の所在地を問わず、令和 4 年福島県沖地震の復興業務等に従事した

ために報酬が一時的に変動した方は全て対象

- - ②事業主様からの理由を記載した申立書(様式例1別紙添付)
  - <申立書は業務内容及び、福島県沖地震の影響により令和4年4月~6月にかけて報酬が増加した理由を記載>
  - ⑤被保険者の同意書(様式例2別紙添付)
  - ©令和3年7月~令和4年6月までの賃金台帳
  - 団算定基礎届の備考欄に「特例保険者算定」と記載